

富田林市で創業をお考えの方へ

富田林市で実施する創業支援セミナー等の特定創業支援等事業に参加し、当該支援を受けたことの証明書を発行された方は、下記のメリットを受けることが可能となります。

①、②のメリットについては富田林市独自施策です。③～⑥のメリットは他の自治体共通です。

証明書による6つのメリット

富田林市 独自



①富田林市創業支援補助金

富田林市内で新たに創業される方に対して、創業時にかかる費用（設備費・広告宣伝費）の2分の1、最大50万円補助。

富田林市 独自



②富田林市創業支援融資利子補給金

日本政策金融公庫阿倍野支店から創業に係る融資を受けられた方を対象に、借入から1年間に支払った利子額の2分の1、最大5万円補給。

③「新創業融資制度」の要件緩和

【日本政策金融公庫】

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者が利用可能な新創業融資制度について、創業資金総額の10分の1以上の自己資金要件を満たす方として利用できます。

④新規開業資金の貸付金利引き下げ

【日本政策金融公庫】

新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ対象として借入を利用できます。

⑤登録免許税が軽減

会社設立の際にかかる登録免許税が軽減されます。株式会社の場合、資本金の0.7%⇒0.35%に減免されます。（最低税額は15万円のところ7.5万円に減免）

⑥創業関連保証の早期利用開始

【大阪信用保証協会】

創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象になります。

※特定創業支援等事業の詳細や証明書の発行方法についてはうら面をご確認ください。

※各メリットには、別途条件や審査がありますので必ず利用できるものではありません。

また、本市独自メリットの利用を検討中の方は、事前に商工観光課へご相談ください。

問い合わせ

富田林市 産業まちづくり部 商工観光課

住所：富田林市常盤町1-1

電話：0721-25-1000 内線481

MAIL：syoukoukankou@city.tondabayashi.lg.jp

特定創業支援等事業とは

創業支援セミナー

- 経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野の知識をそれぞれの専門家が講師となり、セミナーを開催します。
- 1回約2時間のセミナーを全4回開催し、創業に関する知識を習得します。
- 創業支援セミナーは、富田林市、羽曳野市で年4回実施しています。（日程については本市ウェブサイト等で掲載します。）



個別支援事業

商工会の経営指導員が経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの分野の知識について、個別相談を実施いたします。

※創業セミナーを4回すべて受講された場合、下記の証明書を発行することができます。

支援を受けたことの証明書とは

内容

上記の特定創業支援等事業を受け、下記の対象者に該当する者へ証明書を発行します。証明書を発行することでおもて面の6つのメリットを受けることが可能となります。

対象者

以下の①または②に該当し、6か月以内に創業を行う具体的な計画を有する者。

- ①創業を行おうとする者・・・事業を営んでいない個人
- ②創業後5年未満の者・・・事業を開始した日から5年を経過していない個人事業主

※現在、「法人の代表者」または「個人事業主として5年以上」事業を行っているものは、証明書を発行することができません。

申請期限

創業支援セミナーを受講した年度の翌年度末まで
例) 令和4年7月受講⇒令和6年3月31日まで

有効期限

令和6年3月31日まで
※現在発行した場合の有効期限です。



※おもて面の6つのメリットを受ける場合、上記の有効期限内にそれぞれの機関へ申請する必要があります。